

## 議案第8号関連資料

### 明石市建設関係手数料徴収条例の一部改正について

#### 1 改正の目的

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定整備を図るほか、新たに創設される特定行政庁の事務に係る手数料を定めること、及び、建築基準法施行令の一部改正に伴う所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の内容

##### (1) 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正に伴う、高さ等の基準創設

(第2条第63号関係)

要除却マンションの建替え又は更新の際、これまで容積率の緩和のみを認めていたところ、法改正により高さ制限の緩和が加えられたことに伴い、本条項の整備を行います。

##### (2) 法令の一部改正に伴う規定整備(条ズレ)

ア 主に区分所有者で成り立っている老朽化マンションにおける管理・再生の円滑化を目指すため、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」から「マンションの再生等の円滑化に関する法律」へ題名が改められ、規定整備(条ズレ)を図られたことから、所要の整備を図ります。(第2条第63号関係)

イ 既存不適格建築物が大規模の修繕等を行う場合の基準が緩和を図るため、建築基準法施行令の規定整備(条ズレ)が図られたことから、所要の整備を図ります。

(第2条第42号の3の3)

##### (3) 租税特別措置法施行令等の一部を改正に伴う整備(廃止)

特定の民間再開発事業制度は、昭和63年より開始された制度でしたが運用実績の少なから、令和5年4月、租税特別措置法施行令の改正に伴い本制度が廃止されたことから、本条項(第2条第59号)を廃止します。

#### 3 近隣他市の状況

県内各特定行政庁において、改正時期は同様になる見込みです。

#### 4 実施時期

令和8年4月1日。ただし、改正の内容2(2)イ及び(3)については公布の日から施行を予定しています。